

神奈川県最低賃金改定等に関する意見書

政府においては、平成28年6月2日、「ニッポン一億総活躍プラン」、「経済財政運営と改革の基本方針2016」及び「日本再興戦略2016」について、閣議決定を行った。

この中で、最低賃金の引き上げについては、年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮していくことで、全国加重平均が1,000円となることを目指しており、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等を図るとしている。

一方、日本労働組合総連合会における平成29年春闘は、「底上げ、格差是正、大手追従・大手準拠からの脱却」をキーワードとして、4年連続での2%台の賃上げがなされたが、伸び率と金額は共に昨年に比べて鈍化しており、平成28年度の神奈川県最低賃金の水準は930円と、未だワーキングプアを解消できない水準となっている。

経済の好循環を確かなものにするためには、GDPの60%を占める個人消費の拡大に向け、賃金の引き上げを、すべての労働者に適用される最低賃金にも波及させることが必要と考える。

よって、国におかれては、次の事項の実現に特段の配慮をされるよう強く要望する。

- 1 経済の好循環の実現のため、早期に神奈川県最低賃金の諮問・改定を行うこと。
- 2 最低賃金引上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援を強化すること。
- 3 「働き方改革実行計画」の取り組みと連動させ、更なる取引条件の改善とともに、賃金引上げと労働生産性向上を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月20日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} あて

小田原市議会